

**ご利用ください**  
**市内循環バス 北東循環バス**  
**「荒木天満宮前」停留所**

荒木地区内棒川橋架け替え工事に伴い、一時休止していた市内循環バス北東循環コース「荒木天満宮前」停留所は、8月1日から利用できるようになりました。どうぞ、ご利用ください。



▼問い合わせ 生活課市民生活担当（内線252）

**入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます**

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳未満の方が入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯（世帯主とその世帯の国民健康保険被保険者全員が非課税）の場合には、入院時の食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯の被保険者には、これらの認定証の交付はできませんので、ご注意ください。

▼申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、印鑑

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

▼申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証

▼問い合わせ

国民健康保険については保険年金課国保担当（内線271・272・273）

後期高齢者医療については同課医療担当

（内線226・227）

**県北地域障害者就職面接会**

▼日時 10月12日(水)午後1時～4時

▼場所 熊谷文化創造館さくらめいと（熊谷市拾六間1-1-1）

▼内容 25の企業が参加し、人事担当者との面接を行う。

▼持ち物 障害者手帳および履歴書の写し

※企業ごとに写しが必要となります。

▼申し込み・問い合わせ ハローワーク行田 障害者担当 ☎556-3151

**医療費助成制度の受給資格登録はお済みですか**

制度名	対象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成制度	通院・入院共に15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証（お子さんの名前が載っているもの）</li> <li>保護者名義の預金通帳</li> <li>認め印</li> </ul>
重度心身障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1級～3級の方</li> <li>療育手帳④・A・Bの方</li> <li>65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方</li> </ul>	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳</li> <li>健康保険証</li> <li>預金通帳</li> <li>認め印</li> </ul>
ひとり親家庭等医療費助成制度	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（18歳に達した日の属する年度の末日まで。ただし、一定の障害がある場合は20歳未満）	医療費の一部負担金（市民税課税の場合、自己負担金あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>預金通帳</li> <li>認め印</li> </ul>

※この制度は、保険外(予防接種・定期健診など)およびほかの制度(公費負担医療・災害共済給付制度など)に該当するものは対象となりません。

※加入されている保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いての支給となります。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当（内線226・227）